本取扱指針検討にあたっての事前文献調査や自治体アンケート等の実施概要について

令和4年3月8日 内閣府防災

実施中業務の全体像

- 本取扱指針を検討するにあたり、過去の災害に係る各自治体等の災害検証等の文献を調査
 することで過去の課題を抽出するとともに、活用が期待されるデジタル技術も調査することで、
 防災業務のデジタル化による新たな個人情報の取扱いシーンを事前に整理。
- 上記整理と、既に法令や他指針で整理されている内容を踏まえつつ、実際に過去被災したなど、 課題や知見を有する自治体等にアンケートやヒアリングを実施し、実際に指針に盛り込むべき 論点や多くの自治体に共通する取扱シーンを抽出することで、検討会における議論を効率化。

事前文献調査等

過去の災害で自治体等が感じた課題

災害対応への 活用が進むデジタル技術



〇本指針の位置付けや構成 〇自治体が行う災害対応業

〇自治体が行う災害対応業務のうち、 本指針で取扱うべきシーンの洗い出し

法令や他指針で整理されている業務等

- ◇自治体へのアンケートやヒアリングにより、
 - 具体的なニーズの把握や検討項目を抽出
- ◇検討会での議論により、総論~各論まで、
 防災における指針としての在り方を検討

今年度業務における事前調査について

過去の災害で自治体が感じた課題

・過去の大規模災害に係る検証記録として、地震・水害・噴火 (**) の対応にあたった 自治体等が文献として公表している内容を調査。

(※) 東日本大震災や熊本地震、平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨、御嶽山噴火

⇒**その後の法改正等により整理済みの案件も多いが**、少なくとも当時資料での個人情報に関する記述としては、主に**個人情報を含んだ名簿等の活用**や、**外部への提供・共有**、 本人同意、関係機関との調整に関する内容を確認することができた。

	例:	文献の記述	(一部抜粋・加工)
--	----	-------	-----------

取扱いシーン

自治体、地域支え合いセンター、警察等がそれぞれ把握している仮設住宅等の**独居高齢者等に関する情報については、**特に 仮設住宅等において活動に従事する者には**必要不可欠な情報であり、情報共有を継続的に図っていくことが課題**(熊本地震) 関係機関との情報共有

災害対応への活用が進むデジタル技術

- 本業務経緯にもある通り、**災害対応におけるデジタル技術の一層の活用が期待**されている。
- 一方で、以下例など、各デジタル技術の活用においては、個人情報に関する課題も想定される。

映像系IoTデバイスの活用

<u>〇ドローン等の空撮データ</u>

・消防や警察等の実働部隊が主に収集し、自治体の災害対策本部等へ提供

〇河川カメラ等の映像データ

・河川管理者等の当該インフラ管理者が主に 収集し、自治体の災害対策本部等へ提供

〇防犯カメラ等の映像データ

・事業者の防犯や管理・監視端末から収集された情報の自治体等への提供



スマホ、カーナビ等位置情報の活用

○要救助者等の位置情報

・通信事業者が救助機関からの要請に応じて 特定の個人の所在に係る位置情報を提供

〇通行可能な道路の情報

・「通れた道路」の路線を色分けして示すため、 ナビを搭載した車やトラックの通行実績データを提供 付加情報に よって、 または内容に よっては 個人が特定

支援アプリ等の入力テキスト情報の活用

・防災チャットボット等において、住民が自ら現地の情報を個人端末を 通じて自治体へ提供する場合のテキスト情報に個人情報が含まれる等

- 被災経験がある自治体等に対して、アンケートを実施。
- 目的は、自治体における災害時の個人情報の取扱いに関する実態および課題の抽出。
- アンケート期間は3月第1週目まで(回答期間:約2週間)を目処とし、第2回検討会 (3/24)において集計結果を報告予定。
- 1. アンケート対象
 - 被災経験がある自治体(東日本大震災、熊本地震等)
 - ・ 人口が多い自治体
 - ・ デジタル技術に先進的な自治体
 - ※各自治体の防災部局とあわせて実働組織(警察、消防)も対象
- 2. アンケートの目的

自治体における個人情報の取扱いに関して、

- 各自治体が、条例に基づき実施している災害対応の実態把握
- 上記に伴う課題の抽出
- 3. アンケート項目の構成
 - 総論部分
 - 安否不明者の氏名等公表に関する部分(第2回検討会テーマ)

個人情報の取扱いに関するアンケート項目の観点

• 総論部分は、改正後の個人情報保護法の条文に沿って課題を確認する項目を作成し、安否不明者の 氏名等公表に関しては、自治体の氏名等の公表可否の対応状況を確認するための項目を作成。

	備考	
	○ データを保有する所掌事務や利用目的の特定について	法61条関連
	○ 個人情報の活用状況・ルールについて	_
	○ データを保有する際の必要な範囲について	法61条関連
総論部分	○ データの適正な手段による取得について	法64条関連
	○ データの利用・提供について(本人同意が必要な場合)	法69条関連
	○ データの利用・提供について(その他の場合)	法69条関連
	○ 提供する場合の措置要求	法70条関連
安否不明者の氏名等公表に関する部分	○ 過去の公表実績・対応の確認○ 氏名等公表に関する現在の対応状況○ 個人情報保護条例上の例外規定の解釈や整理○ 公表主体の整理○ 情報秘匿する必要がある者の対応○ 家族の同意○ 各対応段階における役割分担○ 検討や関係機関と調整するうえでの課題○ 都道府県へ被害報告する際の氏名等の報告	_

- 個人情報保護法においては、「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」等、 災害時・緊急時に関して、一部特別な取扱いが規定されているところ。
- 同法に基づき、個人情報保護法についてのガイドライン、事務対応ガイド等、自治体を含む行政機関に対して、各種ガイドラインが個人情報保護委員会にて策定され、解釈も示されている。
- 本検討会で検討する指針については、

 当該ガイドライン等を踏まえつつ、迅速かつきめ細やかに

 自治体が対応できるよう、緊急時に対応が必要な場面等、より具体的な事例を取り上げながら、

 防災分野について、自治体における個人情報の取扱いを整理するもの。

指針の位置づけ

<自治体業務全般に係る個人情報の取扱い>

<<u>災害対応等における個別制度</u>での個人情報の取扱い>

〇個人情報保護法

- ガイドライン(行政機関等編)
- ・事務対応ガイド(行政機関等向け)

O災害対策基本法

- ・被災者台帳の作成等に関する実務指針
- ・避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

<災害対応等の防災分野における自治体業務に係る個人情報の取扱い>

〇個人情報保護法

・防災分野における個人情報の取扱いに関する指針

防災分野で起こりうる事例を盛り込むことにより、 自治体が迅速に災害対応等を行うことを目指す

- 取扱指針では、自治体等が災害対応や、平時の災害準備において個人情報等をより適切に取り扱うことができるように、改正個人情報保護法に沿って、災害時の対応シーン毎に懸念や課題への対応方針を示していくことを予定。
- 1. 利用目的の特定等(法第15条、第16条)

(利用目的の特定)

法第十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的 (以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を 有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。 (利用目的による制限)

法第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を 承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、 承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を 取り扱ってはならない。
- 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
- 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(1) 利用目的の特定及び制限

医療・介護関係事業者が医療・介護サービスを希望する患者・利用者から個人情報を 取得する場合、当該個人情報を患者・利用者に対する医療・介護サービスの提供、医療・ 介護保険事務、入退院等の病棟管理などで利用することは患者・利用者にとって明らか と考えらえる。

これら以外で個人情報を利用する場合は、患者・利用者にとって必ずしも明らかな利用目的とはいえない。この場合は、個人情報を取得するに当たって明確に当該利用目的の公表等の措置が講じられなければならない。(Ⅲ2.参照)

医療・介護関係事業者の通常の業務で想定される利用目的は別表2に例示されるものであり、医療・介護関係事業者は、これらを参考として、自らの業務に照らして通常必要とされるものを特定して公表(院内掲示等)しなければならない。(Ⅲ2,参照)

また、別表2に掲げる利用目的の範囲については、法第15条第2項に定める利用目的の変更を行うことができると考えられる。ただし、変更された利用目的については、

1. 改正個人情報保護法の条文

・防災分野における業務を実施するにあ たり、特に関係すると考えられる法令 の条文を記述

2. 対応シーン

・自治体が災害時に個人情報を取り扱うシーン

3. 懸念や課題

・自治体が個人情報を取り扱う上での懸念や課題

4. 対応方針

・3の懸念や課題に対する対応指針を解説

出典: 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(個人情報保護委員会/厚生労働省)